



# 安全報告書

2019

愛称「忍者市駅」



2月22日「忍者市宣言」

伊賀市  
(第三種鉄道事業者)

## 目 次

1. ご利用の皆様及び市民の皆様へ	1
2. 安全に関する基本的な方針	2
3. 安全重点施策	2
(1) 安全輸送の確保	2
(2) 施設・車両保守の確実な実施	2
(3) 事故防止対策の推進	2
4. 輸送の安全確保のための取り組み	2
(1) 平成30年度に実施した主な工事等	2
(2) 安全対策	3
5. 安全管理体制	4
6. 安全報告書への意見募集	5

## 1. ご利用の皆様及び市民の皆様へ

伊賀鉄道伊賀線に対しまして、日頃からご利用、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

平成29年4月1日から、本市が第三種鉄道事業者として施設等を保有し、伊賀鉄道(株)が第二種鉄道事業者として運行を担う、いわゆる公有民営化を行い、新たな上下分離方式による事業形態として運営を開始してから2年が経過しました。

伊賀線は、通勤や通学、高齢者の重要な交通手段であることや、近鉄大阪線とJR関西本線のフィーダー輸送としての重要な役割を担っており、年間約135万人のお客様がご利用されています。

また、忍者市宣言を行った本市では、今年で2周年となる2月22日の忍者の日に合わせ、伊賀鉄道伊賀線を「伊賀鉄道忍者線」、上野市駅を「忍者市駅」の愛称とし、忍者市を広く発信するとともに、訪日外国人旅行者の誘客に努めた結果、忍者列車ツアーなどで年間約4,400人の外国人旅行者にご利用いただくことができました。

本市としましても、伊賀線の持続的な発展のため、今後もさらに皆様方とともに尽力して参りたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、伊賀鉄道の輸送の安全確保のための取り組みや、安全の実態についてまとめたもので、利用者の皆様へ広くご理解をいただくために作成、公表するものです。

皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、ご意見等をいただければ幸いです。

令和元年8月

伊賀市長 岡本 栄

## 2. 安全に関する基本的な方針

市長以下関係職員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針（安全方針）を次のとおり定めています。

安全方針	運転の安全の確保に関する省令（昭和26年運輸省令第55号）第2条に規定する綱領（運転安全規範綱領）に則り、みんなで協力して安全レベルのさらなる向上を目指します。
------	--

### 【運転安全規範綱領】

- 一）安全の確保は、輸送の生命である。
- 二）規程の遵守は、安全の基礎である。
- 三）勤務の厳正は、安全の要件である。

## 3. 安全重点施策

### （1）安全輸送の確保

伊賀鉄道㈱と連携して、安全輸送の確保に努めます。

### （2）施設・車両保守の確実な実施

伊賀鉄道㈱に施設・車両の保守点検業務を委託し、確実な保守管理を実施します。

### （3）事故防止対策の推進

伊賀鉄道㈱と連携して、自社他社の事故情報を共有・分析し、同種事故・トラブルの防止に努めます。

## 4. 輸送の安全確保のための取り組み

安全方針及び安全重点施策に基づき、列車の安全運行を図るとともに、お客様の安全を確保するために実施した主な取り組みを記載します。

### （1）平成30年度に実施した主な工事等

#### ①車両の全般検査（2編成4両）

#### ②信号保安設備の更新

踏切遮断機3台、ATS装置5箇所、踏切継電器60台、踏切機器8箇所

#### ③線路設備の更新

PCまくら木交換243本、木まくら木交換100本、道床更新10箇所

#### ④電路設備の更新

木柱のコンクリート化2本、電車線交換1,260m

## ⑤平成 29 年台風 21 号により被災した盛土法面や電車線柱の災害復旧

本復旧工事（※仮復旧工事、地質調査及び実施設計業務は平成 29 年度に実施済）

（施工前）



（施工後）



## （2）安全対策

### ①月例保守会議

第三種鉄道事業者である本市と、第二種鉄道事業者である伊賀鉄道㈱において、毎月、施設等に係る保守会議を開催し、伊賀鉄道㈱が実施した施設・車両の定期点検等の内容を確認し、適切に管理することにより、事故・トラブルの防止に努めました。

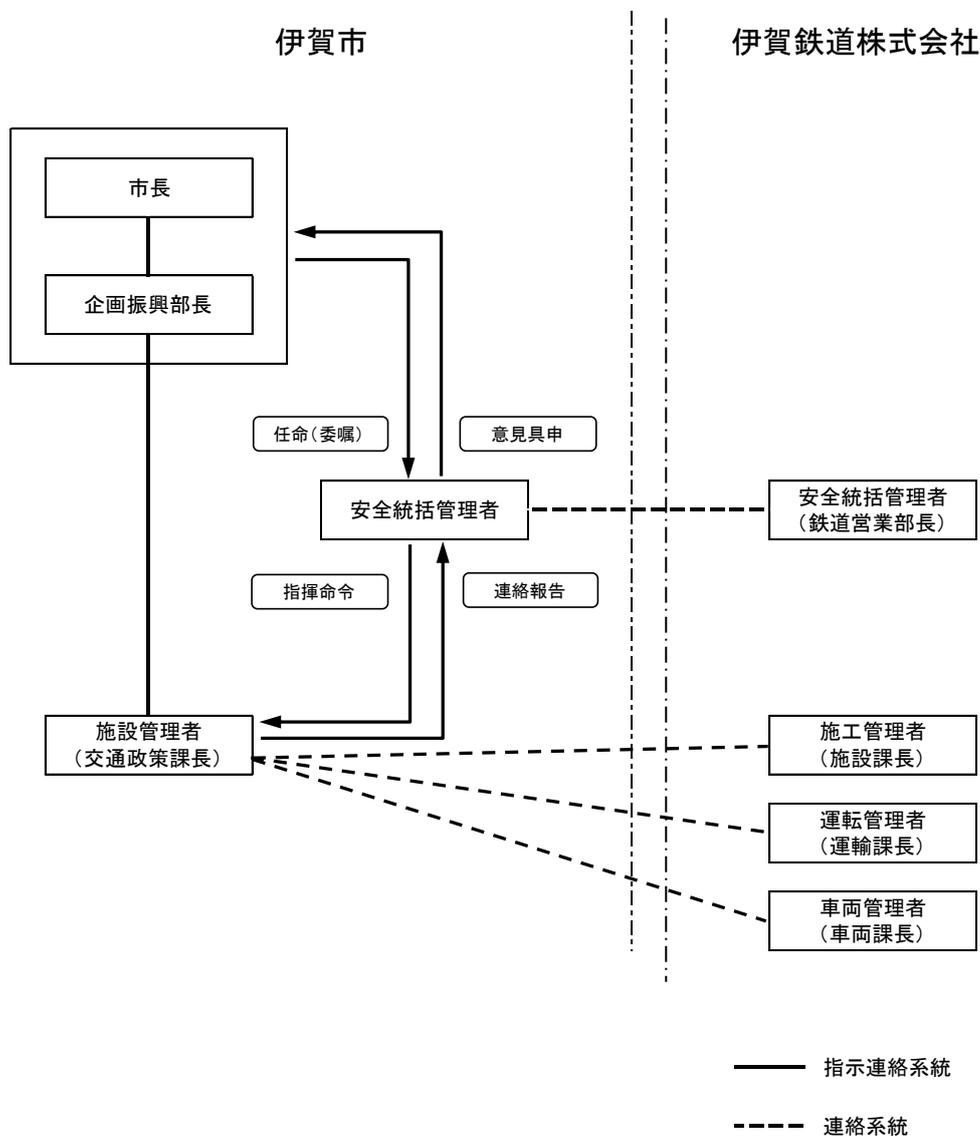


### ②定例会議

第三種鉄道事業者である本市と、第二種鉄道事業者である伊賀鉄道㈱において、四半期ごとに経営に係る定例会議を開催し、伊賀鉄道㈱から直近の輸送状況及び経営状況の報告を受け、本市からは、伊賀市地域公共交通網形成計画に基づく各種施策の実施状況の報告を行い、列車の安全運行や利用者の安全確保を図るための情報共有や、利用促進策の検討等を行いました。

## 5. 安全管理体制

市長をトップとする安全管理組織を下図のとおり構築し、安全統括管理者及び施設管理者等の役割や責任を明確化し、安全確保に係る業務を適切に遂行しています。



### 【各責任者の役割及び権限】

市長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
施設管理者 (交通政策課長)	安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
企画振興部長	安全統括管理者、施設管理者及び関係部署と連携し、鉄道輸送の安全の確保に必要な予算、要員の措置を行う。

## 6. 安全報告書への意見募集

平成29年4月に伊賀鉄道伊賀線は公有民営方式に移行し、新たな体制により運行を開始しましたが、市民の皆様のご支援のおかげで、3年目を迎えることができましたことを改めてお礼申し上げます。

地域に愛され、安心・安全で信頼される鉄道を目指すため、安全報告書や鉄道事業の取り組みについて皆様からご意見をいただき、今後に役立ててまいります。



〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地  
伊賀市役所 企画振興部 交通政策課  
TEL : 0595-22-9663 FAX : 0595-22-9694  
E-mail : koutsuu@city.iga.lg.jp